

総合地球環境学研究所研究資金一時立替取扱規則

平成20年 6月24日制 定

規則第80号

平成28年 1月26日最終改正

(目的)

第1条 この規則は、人間文化研究機構会計実施規則第39条に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）が、研究資金交付前の一時的な立替を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定め、研究等の円滑な推進及び研究資金の適正な経理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「研究資金」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に掲げる補助金等のうち研究を目的として資金交付を受けて行う事業に係る資金（以下「補助金等」という。）
- 二 国、地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の適用を受ける法人（次号において「国等」という。）から資金交付を受けて行う共同研究等に係る資金
- 三 国等から資金交付を受けて行う受託研究等に係る資金
- 四 前3号の資金を財源とする間接経費
- 五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の適用を受け、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）により公益法人として認定を受けた法人から資金交付を受けて行う研究に係る研究助成金（以下「研究助成金」という。）

2 この規則において「共同研究等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 研究所において、外部の機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、外部の機関の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- 二 研究所において、外部の機関から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れて、研究所及び外部機関において、共通の課題について分担して行う研究
- 三 前2号に掲げるもののほか、研究所において、研究所の業務として外部の機関と共同して行う諸活動のうち、これに要する経費を原則として外部の機関が負担するもの

3 この規則において「受託研究等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 研究所において、外部からの委託を受けて研究所の業務として行う研究で、これに要する研究経費等を原則として委託者が負担するもの

二 前号に掲げるもののほか、研究所において、外部からの委託を受けて研究所の業務として行う諸活動のうち、これに要する経費を原則として委託者が負担するもの

- 4 この規則において「研究者等」とは、補助金等による事業にあつては交付決定（内定を含む。以下同じ。）を受けた研究代表者又は研究分担者、共同研究等及び受託研究等にあつては契約書に記載されている従事者、間接経費にあつては経理責任者、研究助成金にあつては当該研究助成金を受けた役員又は職員等をいう。

（立替の財源及び上限額）

第3条 立替の財源には、研究所の余裕金を充てる。

- 2 立替金額の上限は、次条に規定する期間において、研究資金のうち、当該研究等の実施のため支出を予定する金額とする。ただし、経理責任者は、研究資金の立替に充てる財源が不足すると予想される場合には、第6条の承認を取消することができる。

（立替可能期間）

第4条 研究者等が立替を受けることのできる期間は、交付内定又は受入決定時（科学研究費補助金と学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の継続研究課題又は繰越が承認された研究課題については、当該年度の4月1日）から研究資金を受領する日の前日までとする。

（申請）

第5条 研究者等は、研究資金の立替承認を受ける必要がある場合は、「研究資金一時立替申請書（別記様式）」に当該研究資金の交付を明らかにする書面を添付し、原則として発注予定日の1週間前までに経理責任者に提出するものとする。ただし、科研費の研究代表者による申請は、交付内定時に、交付内定額について経理責任者に対して行ったものとみなす。

（経理事務）

第6条 前条の提出を受けた経理責任者は、次に掲げる条件を確認し、立替の必要を認めた場合は、立替の承認及び立替可能額を申請者に通知するものとする。

- 一 研究資金の交付又は収納が立替と同一年度内に確実に見込めること。
 - 二 研究資金を交付又は収納前に使用する必要理由があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書きによる申請については、経理責任者がただちに承認し、交付内定額を立替可能額として通知したものとみなす。
- 3 経理責任者は、研究者等から経費の支出の請求があった場合は、第1項及び第2項の立替可能額の範囲内で、かつ、立替可能期間内において支出することができる。
- 4 経理責任者は、立替を行った研究資金が交付又は収納された場合は、速やかに立替金の

精算を行わなければならない。

- 5 立替を行った研究資金が交付又は収納されなかった場合は、研究者等がその立替額を返還しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は所長が定める。

附 則

この規則は、平成20年6月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。